

注:本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツ が翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については 英語版ニュースレターをご参照下さい。

# IFRS industry insights

# 新連結基準書ー金融サービス業界に関する洞察

IFRS 第10号は、「支配」を、リスクと経済価値により焦点を合わせる SIC 第12号に含まれていたアプローチに置き換え、単一の連結の基礎として使用している。

国際会計基準審議会(IASB)が先日公表した連結の基準書は、一般に金融サービス業界に、そして特に銀行に重要な影響を及ぼす可能性が高い。IFRS 第 10 号「連結財務諸表」は、IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」 および SIC 第 12 号「連結一特別目的事業体」に従前に含まれていた連結ガイダンスを置き換えるものである。また、IASB は IFRS 第 10 号と同時に、以下の基準書も公表した。

- IFRS 第 11 号「ジョイント・アレンジメント」
- IFRS 第 12 号「他の企業に対する持分の開示」
- IAS 第 27 号(2011 年改訂)「個別財務諸表」(IFRS 第 10 号の公表に伴い改訂されたものであるが、現行の個別財務諸表のガイダンスを維持している)
- IAS 第 28 号(2011 年改訂)「関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資」(IFRS 第 10 号および第 11 号の公表に伴う変更に対応するため改訂された)

IFRS 第 10 号に加えて、金融サービス業界に最も重要な影響を及ぼす可能性の高い基準書は、IFRS 第 12 号である。IFRS 第 10 号および IFRS 第 12 号(同じく、IFRS 第 11 号、IAS 第 27 号(2011 年改訂))および IAS 第 28 号(2011 年改訂))は、2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用される。

この Industry insights の公表物は、銀行が IFRS 第 10 号および IFRS 第 12 号を適用する際に、直面する可能性が高い論点の多くを強調し、新基準書の導入に役立つ洞察や設例を提供している。

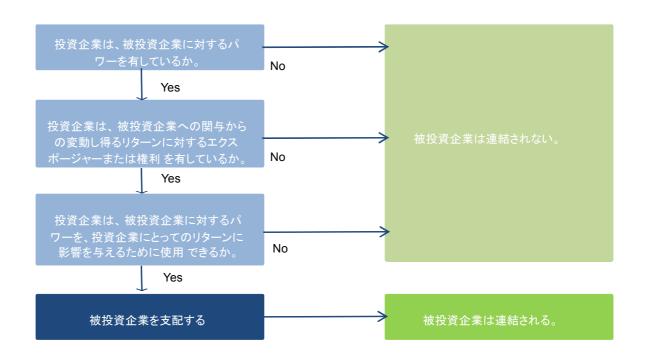
# 支配の評価

IFRS 第 10 号は、「支配」を、リスクと経済価値により焦点を合わせる SIC 第 12 号に含まれていたアプローチに置き換え、単一の連結の基礎として使用している。IFRS 第 10 号は、次の 3 つの支配の要素を導入する。

- 被投資企業に対するパワー
- 被投資企業への関与からの変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利
- 被投資企業に対するパワーを、投資企業にとってのリターンに影響を与えるために使用する能力

投資企業は、被投資企業を支配していると結論付けるためには3つの要素のすべてを保持していなければならない。支配の評価は、すべての事実および状況に基づくものであり、3つの支配の要素のうち少なくとも1つに変化があることが示唆される場合には、結論は再評価される。

#### IFRIC 第10号 連結の評価



#### 見解

IFRS 第10号を開発する際に、IASB は、被投資企業を連結すべきかどうかを決定するにあたって、現時点で実務上の多様性がある次の4つの分野を識別した。

- 投資企業が、過半数に満たない議決権の保有により被投資企業を支配するかどうか
- 特別目的事業体および SIC 第 12 号の「経済的実質」概念の適用
- 本人 vs 代理人関係に関する論点
- 防御権(protective rights)の考慮

IASB は、特に IAS 第 27 号と SIC 第 12 号との間で認識されていた相違が、「支配の概念」の一貫性のない適用をもたらしていたと考えた。その結果、SIC 第 12 号の別個のガイダンスを廃止する決定を行った。IFRS 第 10 号による連結の評価が、特定の企業にとって IAS 第 27 号および SIC 第 12 号による評価と比較して変更となるかどうかは、過去にどの程度正確に IAS 第 27 号および SIC 第 12 号が解釈され、適用されていたかによるかもしれない。

IFRS 第 10 号は、パワーを「関連する活動を指示する現在の能力を与える現在の権利」として定義し、関連する活動は被投資企業にとってのリターンに重要な影響を与える活動であることを追加してい

る。

IFRS 第 10 号は、パワーを「**関連する活動(relevant activities)**を指示する(direct)現在の能力を与える現在の権利」として定義し、関連する活動は被投資企業にとってのリターンに重要な影響を与える活動であることを追加している。本基準書は、以下を含む被投資企業に対する投資企業のパワーを与える権利の例を提供している。

- 議決権または潜在的議決権
- 関連する活動を指示する能力を有する主要な経営幹部を、選任、再任または解任する権利
- 関連する活動を指示する他の企業を、選任または解任する権利
- 投資企業の便益のために、ある取引に参加することまたは変更を拒否することを被投資企業に指示する権利
- 関連する活動を指示する能力を、当該権利の保有者に与えるその他の権利(例えば、管理契約に規定される 意思決定権)

#### 見解

銀行についての「関連する活動」は、企業のタイプに依存する可能性が高い。連結の評価における第一のステップは、関連する活動および誰がこれらの活動を指示する現在の能力を有しているかを識別するために、企業の目的およびデザインを理解することである。

証券化ストラクチャーにおいて、最も関連する活動は債務不履行の債権を管理していることかもしれない(すなわち、借手の条件の再構築、担保の差押さえ、または担保権執行(foreclosure)プロセスの管理)。一部の証券化ストラクチャーでは、債権管理回収会社(サービサー)がこれらの活動に対して責任を有する場合がある。別の証券化ストラクチャーでは、商業用不動産ローン担保証券信託のような、「スペシャル・サービサー」が債務不履行の債権を管理する責任を負う場合がある。これらの活動は、債務不履行が起こるまで実行されないとしても、企業の唯一の関連する活動であると判断されるかもしれない。

銀行は、また、その他のストラクチャード・エンティティに財務支援する場合がある。コマーシャル・ペーパー・コンデュイット(CP コンデュイット)において、関連する活動は、コマーシャル・ペーパーを発行する時点と方法の決定、コンデュイットへの債権の適格な売り手としての承認、コンデュイットへの売却債権の承認および流動性ファシリティにアクセスする時点の決定を含む場合がある。担保となる投資のプールが活発に管理される債務担保証券(CDO)においては、投資の決定が関連する活動であるかもしれない。

多様な商品の提供の一部として、銀行は投資ファンドを管理する場合もある。投資ファンドについての関連する活動は、投資の決定であるかもしれない。

IFRS 第 10 号は、変動し得るリターンが固定されず、被投資企業の業績の結果として変動する可能性があるリターンであることを明確にする。

連結の評価における第2のステップは、投資企業に、投資企業が被投資企業への関与から生じる変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているかどうかを評価することを要求する。IFRS 第10号は、変動し得るリターンが固定されず、被投資企業の業績の結果として変動する可能性があるリターンであることを明確にする。本基準書は、以下を含むリターンの例を提供する。

- 配当、その他の利益分配(例えば、負債証券の利息の支払い)および被投資企業に対して投資企業が保有する投資の価値変動
- サービシングおよび管理報酬、信用補完または流動性補完から生じる手数料および損失のエクスポージャー、 被投資企業の清算時における被投資企業の資産および負債に対する残余持分、税務上の便益ならびに将来 の流動性に対するアクセス
- 他の持分保有者が利用できないリターン

IFRS 第 10 号は、企業が連結においてリスクとリターンの過半を有することを要求しておらず、リスクとリターンの過半を有することは、自動的に連結となるわけでない。

# 見解

銀行がしばしば関与するストラクチャーの多くに関しては、その複雑性から、財政的な関与の形態が大きく変化するかもしれない。

証券化ストラクチャーに関して、サービサーは通常、証券化信託におけるローンの元本残高に基づく固定割合のサービシング報酬を得る。さらに、サービサーは、信託により発行されるノート、通常ノートの劣後トランシェ(または「エクイティ」)に対する投資を保有する場合がある。証券化信託への財政的関与における他の形態は、信託の債権または信託により発行されるノートのいずれかのコール・オプションまたはプット・オプションを含む場合がある。また、金融保証保険会社(monoline insurers)により提供される保険のような、証券化信託に関連する保証契約もある場合がある。

CDS についての管理契約は、管理業務に関する複層的報酬契約(通常、基礎管理報酬、劣後管理報酬、および 劣後ノートの保有者により達成される利益率に基づくインセンティブ管理報酬)を含む場合がある。その他の証券 化ストラクチャーに類似して、CDO マネジャーは、また、発行されたノートのクラスのうち 1 つに対する持分を保持 する場合がある。

CP コンデュイットに関して、スポンサーは流動性ファシリティを提供し、当該流動性ファシリティに対するアクセスを提供するための報酬を得る場合がある。当該報酬および保証は双方とも CP コンデュイットへの財政的関与と考えられるであろう。さらに、スポンサーは、コンデュイットの残存リターンと交換に、コンデュイットに対する超過担保を提供するかもしれない。

同様に、マネー・マーケット・ミューチュアル・ファンドに関して、スポンサーは、ファンドの純資産価値(NAV)が「額面割れ(break the buck)」になる場合には、ファンドに対する信用補完を提供する義務があるかもしれないが、運用資産(AUM)に基づく管理報酬を得るであろう。ヘッジ・ファンドまたはプライベート・エクイティ・ファンドのようなその他のファンドは、基礎管理報酬、および一旦投資企業が設定したリターンのハードル・レートを到達した場合、マネジャーが投資に関するリターンを共有するインセンティブ報酬の双方を有している場合がある。この種のファンドに関して、マネジャーは、投資企業の持分と彼ら自身の持分をよりよく一致させるために、彼らが管理するファンドに対する直接投資を行うことがしばしば要求される。

これらの関与(例えば、直接投資、インセンティブ報酬、業績保証)の一部は、企業の業績に直接的にリンクしているため、変動し得るリターンを提供することは明らかかもしれない。しかし、AUM の金額は投資の業績に直接的に関連するため、固定ベースの管理報酬(例えば、AUM の 2%)でさえ、変動し得るリターンの要素を有しているであろう。

連結の評価における第3および最終ステップでは、最初の2つのステップの間の相互作用を考慮する。特に、投資企業は、被投資企業への関与から生じる被投資企業にとってのリターンに影響を与えるパワーを使用できるかどうかを考慮する。銀行について、彼らのパワーが彼らのリターンに影響を与えるかどうかの決定は、銀行が本人であるか、または他の投資企業に代わって、かつ他の投資企業の便益のために従事しているかに依拠するすることが多く、したがって企業を支配していない。例えば、単独の投資企業が、意思決定の役割から銀行を排除できる場合、銀行は投資企業の代理人であると常に考えられ、したがって連結することが要求されない。しかし、単独の投資企業が一方的な排除権を保有していない場合、次に銀行が本人か代理人かを評価する際に、以下の要素を考慮する。

- 被投資企業に対する意思決定権限の範囲
- その他の当事者により保有される権利
- 報酬に関する合意に従って権利が与えられる報酬
- 被投資企業に対して保有している他の持分からのリターンの変動性に対するエクスポージャー

さらに、投資企業が代理人と考えられるためには、その報酬が提供されるサービスに相応であり、当該報酬契約は、独立第三者条件に基づき交渉された他の類似の取り決めに慣例的に表示される条件または金額のみを含むものでなければならない。

# 見解

上述したように、ストラクチャーへの関与についての銀行の報酬は、多くの形態および水準となることがある。銀行は、代理回収している債権の金額、提供される保証または流動性ファシリティ、もしくは管理されている資産に基づく固定割合の報酬を受領する場合がある。しかし、他の契約は、企業の業績および投資企業により達成されたリターンを条件とするインセンティブ・ベースの報酬をも含むかもしれない。

リターンの変動性に対するエクスポージャーを評価する際に、銀行は、全体の経済的利益(報酬を含む)の重要性およびそれに関連する変動性がより大きいほど、銀行が本人である可能性が高まることを考慮すべきである。 さらに、銀行のリターンの変動性に対するエクスポージャーが、他の投資企業とは異なる場合には(例えば、持分の劣後性のため)、銀行は、それが彼らの意思決定にどの程度影響を与えるかを検討すべきである。

#### 見解

IFRS 第 10 号は、持分の劣後性が変動性に対するエクスポージャーを増加する場合があることを強調する。例えば、銀行は、自身の持分と投資企業の持分とをよりよく一致させるために、組成された劣後ノート(例えば、証券化ビークル)の一部分を保有するかもしれない。劣後債権に対する投資から生じる変動性に対するエクスポージャーは、連結の評価に影響を与えるかもしれない。

IFRS 第 10 号はまた、投資企業の他の当事者との関係は、(例えば、「事実上の代理人」として)投資企業に代わって行動する当事者となるかもしれないことを論じている。

IFRS 第 10 号は、また、投資企業の他の当事者との関係は、(例えば、「事実上の代理人」として)投資企業に代わって行動する当事者となるかもしれないことを論じている。本基準書は、他の当事者との取り決めが契約上のものである必要はないことを明確にし、投資企業の「事実上の代理人」として行動するかもしれない当事者の例を提供している。

- 投資企業の関連当事者
- 被投資企業に対する持分を、投資企業からの貸付または拠出として受け取っている当事者
- 投資企業による事前の承認なしに、被投資企業に対する持分を売却、譲渡または抵当に供することを行わないことを同意している当事者(投資企業および他の当事者が事前の承認権を有しており、かつ当該権利が自発的な独立の当事者により相互に合意された条件に基づいている場合を除く)
- 投資企業からの劣後した財務支援なしでは、営業上の資金調達を行うことができない当事者
- 統治機関のメンバーの過半数または主要な経営幹部が投資企業と同一である被投資企業
- 投資企業と緊密な事業上の関係を有している当事者(例えば、専門サービスの提供者と重要な顧客との関係)

銀行は、他の当事者を「事実上の代理人」として識別する場合、銀行は、企業を支配するかどうかを評価するときに、自身の持分と合わせて、他の投資企業の意思決定権限および変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利を考慮することとなる。

次の設例は、IFRS 第 10 号に含まれる適用の設例から編集しており、ストラクチャード・エンティティおよび投資ファンドに適用される IFRS 第 10 号の連結モデルの規定を説明している。

#### 設例:証券化信託

銀行は、倒産隔離証券化信託を創出する。証券化信託の目的は、ローン資産の購入の資金調達をするために、トランシェ化された資産担保証券を投資企業に発行することである。銀行は、実行するローンを証券化信託に対して譲渡する。証券化信託は、サービシング報酬と交換に、信託のローンを管理回収する第三者を雇う。銀行は、証券化信託により発行されるノートに対する投資は行わない。銀行は、当該信託が銀行に債務不履行となった債権を額面で買戻すことを同意している。銀行は、次にこれらの債務不履行となった債権を管理することになる(すなわち、借手の条件の再構築、担保の差押さえ、または担保権行使プロセスの管理)。

#### 銀行は被投資企業に対するパワーを有しているか。

それが信託のリターンに重要な影響を与えることができる唯一の関連する活動であるため、関連する活動は、債務不履行時における債権の管理である。信託のリターンに重要な影響を与え得る実質的な決定が行われることが要求されないため、債務不履行前に債権を管理することは関連する活動ではない。債務不履行前のサービサーの活動は、所定の金額の期限の到来したキャッシュ・フローを回収し、投資企業にそれらを渡すことのみである。したがって、債務不履行時のローンを管理する銀行の権利のみが、信託のリターンに重要な影響を与える信託全体の活動を評価する際に検討されるべきである。当該信託のデザインは、銀行が、そのような意思決定権限が要求されるときにのみ、当該リターンに重要な影響を与える活動に対して意思決定権限を有することを確保している。プット契約の条件は全体の取引および信託の設立に不可欠である。したがって、信託の設立文書とともにプット契約の条件は、たとえ銀行が債務不履行時にのみ債権の所有権を取得し、信託の法的境界の外側で債務不履行となった債権を管理するとしても、銀行が信託に対するパワーを有しているという結論となる。

銀行は、被投資企業への関与から生じる変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているか。

不履行となったローンについてのプット契約は、銀行に、証券化信託への関与から生じる変動性のエクスポージャーにさらすことになる。

銀行は、被投資企業への関与から生じるリターンの金額に影響を与えるパワーを使用できるか。

債務不履行となったローンの管理に対する銀行の意思決定は、信託への関与から生じるリターンの金額に影響を与える。例えば、銀行がローンの利子率を下げるまたは満期日を延長することにより、ローンを変更する決定を行う場合、次に、債務不履行プロセスを通過するローンと比較すると、銀行はより低い損失を負担することになるかもしれない。

#### 設例:マルチセラー型コマーシャル・ペーパー・コンデュイット

銀行は、マルチセラー型コマーシャル・ペーパー・コンデュイットのスポンサーである。当該コンデュイットは、短期のコマーシャル・ペーパーを発行し、複数の譲渡人から高品質の債権を購入する。当該コンデュイットへの選ばれた各譲渡人は、市場ベースのサービシング報酬で自身の債権を管理回収する。当該譲渡人は、また、額面まで割り引いてコンデュイットに債権を売却することにより、超過担保を提供する。スポンサーは、コンデュイットに参加する譲渡人を選び、コンデュイットに対する資産の売却を承認し、コマーシャル・ペーパーの発行にあたっての資金調達の決定を行う。スポンサーは、コンデュイットを財務支援するという役割に対して市場ベースの報酬を受領し、いかなる残存リターンに対する権利を付与される。スポンサーは、また、コンデュイットに対する信用補完および流動性ファシリティの双方を提供する。当該信用補完は、譲渡人からの超過担保が一旦負担されると、5%までの損失を負担する。コンデュイットが、短期コマーシャル・ペーパーの発行によりそれ自身で資金供給することができない場合、流動性ファシリティは、スポンサーがコンデュイットに一時的な流動性を提供することを要求する。

#### 銀行は被投資企業に対するパワーを有しているか。

スポンサーは、コンデュイットに参加する譲渡人を選び、コンデュイットに譲渡される債権を承認し、そしてコンデュ イットの代わりに資金調達の決定を行うため、コンデュイットの関連する活動に対するパワーを有している。

銀行は、被投資企業への関与から生じる変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているか。

スポンサーは、サービサーとしての役割に対して市場ベースの報酬を受領するものの、信用補完および流動性ファシリティの提供を通しての下方向のリスクに加えて、コンデュイットの残存リターンに対する権利を通してコンデュイットへの追加的な関与をも有している。これらの関与の各々は、変動し得るリターンをもたらすだろう。

#### 銀行は、被投資企業への関与から生じるリターンの金額に影響を与えるパワーを使用できるか。

スポンサーは、コンデュイットの財政的な業績に最もよく影響を与える活動(すなわち、コンデュイットに参加する譲渡人を選び、コンデュイットに譲渡される債権を承認し、そしてコンデュイットに代わって資金調達の決定を行う)に対するパワーを有している。スポンサーの関与は、これらの活動により直接的に影響を及ぼす。コンデュイットが問題を有する場合、スポンサーは5%の損失を負担し、追加的な流動性を供給しなければならないかもしれないものの、コンデュイットがよい実績をあげるならば、スポンサーは残存利得を受領する。このリターンの変動性は、超過担保の後およびスポンサーの信用補完により負担された後の損失を負担するのみのその他の投資企業(コマーシャル・ペーパーの保有者)のリターンの変動性とは異なる。さらに、短期コマーシャル・ペーパーの投資企業がコマーシャル・ペーパーに再投資しないことを選択する場合、銀行は、その流動性ファシリティを通してコンデュイットが必要とする資金を提供する。これらの要素を検討することは、スポンサーが代理人としてよりむしろ本人の役割で行動していることを示唆している。

3 つの連結規準のすべてが充足されたため、スポンサーはコマーシャル・ペーパー・コンデュイットを支配していると結論付け、したがって、連結することになる。

#### 設例:ヘッジ・ファンド

銀行は、ヘッジ・ファンドに出資し、管理している。ファンドの目論見書は、ファンドの投資目的を記載しているが、 銀行は、投資目的を実行する際の単独の自由裁量を有している。

銀行は、投資管理業務に対する報酬として 1%および 20%の報酬を受領する(運用資産(AUM)の 1%の年間管理報酬およびリターンのハードル・レートを越えるリターンの 20%のインセンティブ報酬)。銀行は、また、20%の所有持分を保持して、ヘッジ・ファンドに対する戦略的投資を行うことを決定した。銀行の下方向のリスクは、その持分投資および繰延利益(例えば、今まで獲得したインセンティブ報酬)を上限としている。すなわち、投資企業の損失を負担する義務はない。

ファンドの投資企業は、単純過半数による「解任権」を与えられているが、これは、銀行が投資管理契約を違反し た場合にのみ実行される。

# 銀行は被投資企業に対するパワーを有しているか。

銀行は、ファンドの目論見書に設定される投資目的に従って行動することが要求されるものの、投資企業は、契 約違反に対して銀行を解任する能力を通じた防御権を保有するのみであり、投資企業は関連する活動(すなわ ち、戦略的資産配分による投資目的の実行)を指示する現在の能力を与える現在の権利を有しているため、銀行 は、まだヘッジ・ファンドに対するパワーを有していると考えられる。

銀行は、被投資企業への関与から生じる変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有している か。

1%と20%の報酬契約と、銀行が保有する20%のヘッジ・ファンドに対する所有持分は双方とも、銀行がファンドの 活動から生じるリターンの変動性にさらされている。

銀行は、被投資企業への関与から生じるリターンの金額に影響を与えるパワーを使用できるか。

銀行のハードル・レートを越えるリターンの 20%のインセンティブ報酬および 20%のファンドに対する所有持分) は、銀行の戦略的資産配分に対するパワーにより影響を受ける。

受領した報酬と共に、銀行が保有する 20%のファンドに対する持分は、銀行が代理人としてよりむしろ本人の役割で行動していることを示唆するに十分な重要性がある、ファンドの活動から生じるリターンの変動性に対するエクスポージャーを形成し得る。

上記の連結規準を評価するにあたって、銀行は、20%の投資について、銀行がヘッジ・ファンドを支配しており、したがって、ファンドを連結すべきであると結論付けるに十分であると考えるかもしれない。ファンドに対する銀行の所有持分が時とともに変動するならば、連結の結論についてその意味を再検討する必要があるであろう。

#### 設例:債務担保証券

銀行は、優先ノートの5つのトランシェおよび債務担保証券(CDO)に対する総資本の10%を表す劣後(または「エ クイティ」)ノート・クラスを伴う負債証券を発行することにより、CDOを設定し、管理している。

ノート発行により発生した収入を使用して、銀行は、貸付金およびその他の負債証券に投資することにより、契約書に従い担保プールを管理している。投資管理サービスに対する報酬として、残存する担保プールの 40 ベーシスポイント(0.4%)の基礎管理報酬、残存する担保プールの 60 ベーシスポイント(0.6%)の劣後管理報酬、および劣後債権の保有者がリターンのハードル・レートを受領した場合の、超過キャッシュ・フローの 10%のインセンティブ報酬を含む、サービス・レベルに相応である市場ベースの報酬を得ている。

債権保有者と銀行の利益を一致させるため、銀行は、また、エクイティ・トランシェの35%を保有することが要求される。残りの65%のエクイティ・トランシェは広く第三者の投資企業に保有されている。その他の投資企業は、単純過半数による「解任権」を保有し、理由なく銀行を解任する場合がある。

#### 銀行は被投資企業に対するパワーを有しているか。

銀行は、契約書に設定される投資目的に従って行動することが要求され、エクイティ・ノート所有企業は、実質的な 排除権を保有するものの、銀行は関連する活動を指示する現在の能力を与える現在の権利を有しているため(す なわち、戦略的資産配分による投資目的の実行)、銀行はまだ CDO に対するパワーを有していると考えられる。 排除権は理由なく行使することができるが、排除権は多くの投資企業のグループで保有されており、行使するに あたり過半数が要求されるため、これらの権利は、連結の分析上ほとんどウエイト付けされない。

銀行は、被投資企業への関与から生じる変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有している か。

エクイティ・トランシェに対する35%の所有持分と、CDOに対する銀行の報酬契約の各要素は(残存する担保プールの 0.4%の管理報酬、残存する担保プールの 0.6%の劣後報酬および 10%の超過キャッシュ・フローのインセンティブ報酬)について、銀行はファンドの活動から生じるリターンの変動性にさらされている。

### 銀行は、被投資企業への関与から生じるリターンの金額に影響を与えるパワーを使用できるか。

エクイティ・トランシェに対する 35%の所有持分と、CDO における銀行の報酬契約の各要素は、戦略的資産配分に対する銀行のパワーにより影響を受ける。

投資管理業務に対する報酬とともに、銀行がエクイティ・トランシェの 35%を保有することは、銀行が代理人ではな く本人の役割で行動していることを示唆するほど十分に重要性があり、被投資企業の損失に対するエクスポージ ャーおよび被投資企業のリターンに対する権利を形成する。

3つの連結規準のすべてが充足されたため、銀行は CDOを支配していると結論付け、したがって、CDOを連結しなければならない。

# 見解

IFRS 第 10 号に含まれる設例は、例えば、銀行が本人として行動しているという決定につながる投資のエクスポージャーのレベルの「ブライトライン(数値基準)」を形成するよりむしろ本人/代理人のガイダンスにおける一般的な概念の適用を説明することを意図している。意思決定者が本人か代理人かを決定する際に、相当の判断が時に要求される。

# その他の企業に対する持分の開示

IFRS 第10号の公表に加えて、IASBは、また、その他の企業に対する企業の持分の性質および関連するリスク、 ならびに財務諸表への影響の開示を改善する目的で IFRS 第 12 号を公表した。その他の企業への関与には、 子会社、ジョイント・アレンジメント、関連会社および非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分を含んで いる。銀行に対する IFRS 第 12 号の最も重要な影響は、連結子会社および非連結のストラクチャード・エンティ ティに関する開示要求となる可能性が高い。

子会社の持分について、開示要求は、財務諸表利用者に、グループの構成、ならびにグループの活動およびキ ャッシュ・フローにおいて非支配持分の保有者が有する持分に関する情報を提供することを意図している。具体 的には、以下の情報を提供しなければならない。

- グループの資産にアクセスするまたは資産を使用する、およびグループの負債を決済する企業の能力に対す る重要な制限の性質および範囲
- 連結されたストラクチャード・エンティティに対する持分に関連するリスクの性質およびその変動
- 支配の喪失を生じない、子会社に対する所有持分の変動の結果
- 報告期間中における子会社に対する支配の喪失の結果

さらに、グループにとって重要な非支配持分を有する各子会社について、次の非支配持分に関する詳細な開示 が、個別の子会社のレベルで、以下の項目について要求される。

- 子会社の名前
- 子会社の主要な事業所の所在地(主要な事業所の所在地と異なる場合、設立されている国)
- 非支配持分に保有されている所有持分の割合

状態計算書における帳簿価格および表示科目

- 保有されている所有者持分の割合と異なる場合、非支配持分により保有されている議決権の割合
- 報告期間において子会社の非支配持分に配分された損益
- 報告期間の期末における子会社の非支配持分の累計額
- 子会社についての要約された財務情報

非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分について、IFRS 第 12 号は、非連結のストラクチャード・エン ティティに対する持分の性質および範囲、ならびに当該エンティティに関連するリスクの性質およびその変動につ いての情報の開示が要求される。非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分を有する企業は、以下の 項目を開示しなければならない。

• 非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分に関連する資産および負債が認識されている場合、財政

- 非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分から生じる損失に対する企業の最大エクスポージャーの 見積り
- この 2 つの金額の比較

さらに、企業が(契約上に要求されているか否かにかかわらず)連結企業または非連結のストラクチャード・エン ティティに対して財政上またはその他の支援を提供している、もしくは支援を提供する意思がある場合には、企業 はそれらの取り決めに係る情報を開示しなければならない。最後に、企業が出資しているが、報告日時点ではも はや持分を有していない非連結のストラクチャード・エンティティについて、企業は、出資者であったことをどのよ うに決定したか、報告期間中に受領した収益および報告期間中にストラクチャード・エンティティに譲渡されたす べての資産の譲渡日における帳簿価格を開示しなければならない。

非連結のストラクチャ ード・エンティティに 対する持分につい て、IFRS 第12号は、 非連結のストラクチャ ード・エンティティに 対する持分の性質 および範囲、ならび に当該エンティティ に関連するリスクの 性質およびその変動 についての情報の 開示が要求される。

# 見解

多様な商品の提供を行っているより大きい銀行にとって、非連結ストラクチャード・エンティティの開示要求は困難であるかもしれない。特徴的なことは、資金調達の形態、債務の資金調達の加重平均残存期間および資産と負債の満期分析の開示を含む資金調達まわりの開示である。多数の証券化ストラクチャーまたはその他のストラクチャード・エンティティを伴う企業は、そのような情報の集約の適切なレベルを決定することが、主要な検討であるかもしれない。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約40都市に約7,000名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 150 ヵ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。 デロイトの約 170,000 人におよぶ人材は"standard of excellence"となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイトトウシュトーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/をご覧ください。

© 2011 Deloitte Touche Tohmatsu LLC

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited